

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション運営規定
久保田脳神経外科クリニック 通所リハビリテーション

(事業の目的)

第1条 久保田鉄也が開設する久保田脳神経外科クリニック 通所リハビリテーション(以下「事業所」という。)が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション事業(以下「事業」という。)の適正な運営確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の「心身機能」「活動」「参加」など生活機能の維持・向上を図る。

2 介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の「心身機能」「活動」「参加」など生活機能の維持、向上を図る。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名所及び所在地は次のとおりとする。

- ① 名称 久保田脳神経外科クリニック 通所リハビリテーション
- ② 所在地 春日井市大留町9丁目3番地2

(職員の職種、人員及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、人員及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者兼医師 1名(常勤兼務)

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- ② 従業者

【1 単位目】

理学療法士 1名(非常勤兼務)

兼務先：2 単位目及び外来リハビリテーション業務

看護職員 3名
(非常勤兼務3名) 兼務先：外来看護業務2名、事務業務1名
2単位目1名

介護職員 1名(常勤兼務)
兼務先：2単位目、3単位目、事務業務

【2 単位目】

理学療法士 1名(非常勤兼務)
兼務先：1単位目及び外来リハビリテーション業務

看護職員 3名(非常勤兼務)
兼務先：外来看護業務3名

介護職員 1名(常勤兼務)
兼務先：1単位目、3単位目、事務業務

【3 単位目】

作業療法士 1名(常勤兼務)
兼務先：外来リハビリテーション

看護職員 4名
(常勤兼務1名) 兼務先：外来看護業務
【非常勤兼務3名】 兼務先：外来看護業務

介護職員 1名(常勤兼務)
兼務先：1単位目、2単位目、事務業務

従業者は、指定通所リハビリテーション及び介護予防指定通所リハビリテーションの提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 火曜日(1単位目・2単位目に限る)・水曜日(1単位目・2単位目に限る)
木曜日(1単位目～3単位目)
祝祭日、夏季休暇、年末年始を除く。
*その他にも休業となる場合がある。
- ② 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- ③ サービス提供時間
 - 1単位目 午前9時30分から午前10時35分まで
 - 2単位目 午前10時45分から午前11時50分まで
 - 3単位目 午後0時50分から午後1時55分まで

(通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 指定通所リハビリテーションの利用定員は次のとおりとする。

- ① 1単位目 3名
- 2単位目 3名
- 3単位目 3名 (火曜日、水曜日は実施しないこと)

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料等)

第7条 指定通所リハビリテーション及び介護予防指定通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① 健康チェック
- ② 個別リハビリテーション (1名あたりの時間の縛りはない)
- ③ 送迎 (自家用車での通所、ご家族などの送迎による通所も可能)
- ④ 運動器機能向上評価
- ⑤ サービス提供体制強化加算 I (介護給付・予防給付)
- ⑥ 12月超え減算 (予防給付)
- ⑦ 介護職員等処遇改善加算Ⅲ (介護給付・予防給付 所定単位数の66/1000を加算)

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は春日井市・名古屋市守山区の地域とする。
実施地域に関する詳細は別紙参照とする。

(サービス利用にあたっての注意事項)

第9条 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなった時はすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた時はサービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、防災管理について責任者を決め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に非難・救出訓練を行う。

(感染症対策)

第11条 事業所は感染対策委員会を設置し、感染症対策に関する計画書を作成し流行感染症の予防・対策を早期に図れるよう看護部と常に連携をする。

(緊急時の対応)

第12条 事業所は緊急時の対応としまして、まずは当院医師による診療、必要に応じて検査を行います。また、緊急を要する場合には総合病院への救急搬送をさせていただく場合もございます。ご家族への連絡が事後になる場合がございます。尚、緊急連絡先はご利用申込時、契約時にご記入いただきますのでお願いいたします。

(通所リハビリテーション計画書作成)

第13条 事業所はサービス開始時にご利用者及びご家族に対し通所リハビリテーション計画書の交付を致します。計画作成につきましては、多職種で協働して作成いたします。サービス内容の変更、身心の状態に変化があった場合には速やかに計画の見直しを行います。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、従事者の資質向上を図るための機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 従業者研修 年6回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業所の管理者が定めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）実施すること。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附則

この規定は、令和1年10月1日から施行する。

この規定は、令和2年2月1日から施行する。

この規定は、令和3年1月4日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和4年12月1日から施行する。

この規定は、令和5年1月4日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年6月1日から施行する。